要望管理番号		i 分割補助 グ 計 番号 化	管理コー ド	所管省庁 等	該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体		安全 種別 規 単 A/民 B	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5019A	5019002		z14001	農林水産省、	国有財産 法第第18 条·第19 条·第21	行政財産については、国の行政目的を遂行する物的手段であることから、第三者による使用収益が原則として禁止されている。しかし、行政財産の本郷に関定において、例外的に行政上の処分行為として、その使用又は収益を申請に基づき一定期間許可することができる。	第 : : : :	-	仮に行政財産たる国有林野の使用又は収益を長期にわたって許可した場合、当該期間中に当該国有林野を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたときの妨げとなるなど、国有林野の適正な管理や効率的な運用に支障を及ぼすおそれがある。このため、国有林野に係る使用又は収益の許可の期間については、で期間(本件の場合には3年)としており、要望のように使用許可期間を著しく長期代させることはできなり、事務手続の箇素化については、現在、使用許可期間の更新の申請に当たり、申請書に添付する書類のうち変更のないものを省略することとしており、実態上、既に実施しているところである。		新潟県妙高市	2	Α		を、許可内容に変更がない場合に限り、国有 財産法第21条で定める土地及び土地の定	当地域(妙高市)においては、赤倉体育センター、駐車場、 県営赤倉シャンツェ敷地は国有林野内に位置し、この更新 使用については許可期間が3年間とされているが、使用許 可物件や指定用途に変更が無い場合が通例であり、これ 5を鑑み、最長30年まで自動更新でする旨の条項を使用 許可書の中に明記することとし事務手続きの簡素化を図る ものである。	可物件や指定用途に変更が無い場合については、最長30年まで自動更新とする旨の条項を使用許可書の中に明記することとし事務手続きの簡素化が図られるため。	理経営に関す る法律 第7条 国有財産法	
5022A	5022001		z14002	内房院府取会庁庁庁省省省省科厚省水経省交閣人内公委警防金総法外財文省党農産産国党官事閣正員察衛融務務務務部、働林、業土官事閣正員察衛融務務務務部、働林、業土		売掛債権担保融資保証制度を利用 する場合における譲渡禁止特約の解 除を実施し、平成18年度から物品及び 役務の契約について譲渡対象者の範 囲の拡大を措置したところである。		-	各省庁における統一的取扱いについては当省で回答できる立場ではないが、当省では、平成18年度から物品及び役務の契約について債権譲渡対象を特定目的会社等まで拡大した。		社団法人 第二地 方銀行協会	1	Α	権の譲渡禁止特約 の適用除外(譲渡	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭 債権については、売買契約・請負契約上、譲 渡先が金融機関の場合は債権譲攻禁止特 約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売掛債権担保融資を行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。		
5022A	5022004				2条第7項	農業生産法人の構成員(株主)については、農地の権利を提供した個人、法人の農業の暗设事者であるいかゆる農業者に加え、法人の経営の安定・発展に寄与すると考えられる。産也直送契約等を締結、物資や役務について法人と継続的取引関係のある者も、一定の議決権の範囲内で構成員となれることとされている。	D E c	-	1 農地法は、農地を適正かつ効率的に耕作する者に権利取得を認めることとしており、このため、法人経営に関しては、農地を適正かつ効率的に利用して、経営に関しては、農地を適正かつ効率的に利用して、と判断できるような一定の要件を満たす農業生産法人の構成員についても、法人は登つ安定・発展をは入の構成員についても、法人総当の安定・発展をはいった法人の安定・発展に参与する等、法人の事業そのものについて、全国接的な契約関係を持つものに関定しているところである。3 したがって、法人と金銭面のつながりがあることのみをもって、法人の構成員とすることは困難である。4 なお、法人から農産物を購入する契約を締結し、当該法人の事業に係る物資の供給を継続して受けるなど、継続的に取引を行う着のに取引を経続して受けるなど、継続的に取引を行う着のに残らに対していませた。		社団法人第二地方銀行協会	4	Α	銀行による農業生 産法人の株式保有 解禁	銀行が、農業生産法人の構成員(株主)となることを可能とする。		農業生産法人が銀行を取引金融機関とする動きがある中、取引銀行が株主となることが可能になれば、農業生産法人の資本増・経営安定・信用カ向上等に資するほか、地域における農業振興にも寄与すると考えられる。また、地域銀行にとっても、地元の農業生産法人との関係強化や支援に取り組むことが可能となる。	·農地法第2条 第7項	
5041A	5041006		z14004	農林水産省、	法、獣医	獣医師法第17条では、獣医師以外の 者が飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、 豚、犬、猫、鶏、うずらその他政令の定 めるもの)の診療を業務としてはならな いとされている。	Ē c		(であっ.) 獣医療に関する専門的な知識及び技能を持たない者による飼育動物への診療行為は、飼育動物に不測の損害を与えるおそれがあるばかりではなく、伝染性疾病のまん延や薬剤耐性菌の発現等家畜衛生及び公銀衛生に大きな弊害を及ぼしうるため、獣医師法第17条により獣医師のみに認めているところである。疾療上の世話等、上記診療行為以外の獣医療サービスは現在は規制なく行うことができるが、ご提案のように「動物看護師」として獣医療について新たに公的資格を作り、資格を持つ者のみにそれらのサービスを業務とすることを認めることは、現在規制のない分野を含めて新たに規制を作ることになる。わが国の経済、社会情勢が全体として規制緩和の流れにあることも考慮すると、その必要性については慎重に保急を対しば、現代のところ、公的資格を作って規制強化をしなければならないほどの差し迫った必要性・緊急性はないと考えている。		社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	6	А		て、「動物看護師」の国家資格化にむけて時期尚早との見解が出ているとのことですが、 早期実現にむけて、獣医師法や獣医療法の 規制改革または、新たな法律を設けて欲し い、国家資格として「動物看護師」資格を設	現在、「動物看護師」資格を付与している民間団体は大きく 5団体ごさいますが、その中でも一番大きな組織の「日本 小動物財医師会」が国家資格に向けて、働きかけをおこ なっておりますが、農林水産省の方では、時期尚早との見 解をしめしているというふうに聞いております。の件に関し て、直接的に当校が、国家資格化にむけて関わっておりま せん。あくまでも間接的ではありますが、要望したいと思い ます。	最近のペットブームによる小動物診療の需要は年々高まっているが、依然として「動物 看護師」の地位、評価は厳し、動物病に よっては、低賃金で社会保険、雇用保険等も 未加入である。そのことによる離職率も高く、 十分な法整備がないため診療にも差がある と聞いています。人間への診療のように、動 物診療に際して書種護師の力が必要不可欠 である、国家資格による診療技術の向上や 地位向上による雇用確保などの効果が見込 まれます。	獣医師法、獣 医療法	
5041A	5041039		z14005	農林水産省、	法、JAS 法、玄米 精米品質	JAS法に基づき、消費者の選択に資する観点から、米については玄米及び精米品質表示基準が定められ、販売業者等にこの基準に基づく表示義務が課されている。	d		米を一般消費者に販売する場合には、インターネット等で販売される場合である場合であっても一般小売店舗で販売される場合は「機、当該商品に対しJAS法に基づ、表示義務が課せられている。この適正性の確保のため、農林水産省では、当省職員が年間を通じて行う表示状況調査を行っており、また、食品表示10番情報等に基づく表示状況調査を実施し、不適正表示が収録された場合には、当該事業者に対しJAS法に基づ〈厳正な措置を講しているところである。		マイライフ(株)、(社)日本ニュービネス協会連合会	39	Α	米の産地表示規制 強化	インターネット等で販売されている米の品質 表示が適法になされていないケースが散見 されるが、その防止及び摘発体制が不十分 となっている。ついてはネット上の米販売に ついては仕入ルートの申請を義務付けること 及び精米状況の抜き打検査を果たして、 適法な販売を担保させる。		玄米及び精米品質表示基準を適(遵守させることにより、消費者の信頼を確保することとともに、日本米の品質向上及び生産拡大に寄与する。	JAS法、玄米	

												2 主国规制以		安宝						
要望管理番号	要望事	項 分割補助 号 番号	グループ 化番号	管理コード	所管省庁 等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項 番号	種別 (規制 改革 A/民	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A	504104	9		z14006	農林水産省、国土交通省、	補助の暫 定措置に 関する法 律第三条		e e	-	農地・農業用施設等の災害復旧事業は、暫定法 第3条の3において、民生の安定及び被害防止等の 観点から、早期に復旧されるべきとの考えにより、 「政府は、その施行者が当該年度及びこれに続く2 随年度以内に完了することができるように、必要な 措置を調ずるものとする」と規定されており、災害復 旧事業の工期について3箇年度であることを義務づ けているものではない、 なお、過去の事例として、雲仙・普賢岳の農地等の 災害復旧事業は、当該災害の特殊性に鑑み、6箇 年で事業を完了しているところである。		日本ニュービジネス協議会連合 会 会	; 49	Α	道路、河川、下水道 等の災害復日事業 の事業期間の延長 について		災害復旧事業の事業期間を3ヵ年と固定せず、被災地の各種条件を考慮し、弾力的に運用していただきたい。 具体的には、被災地の県に権限をおろしていただきたい。	災害復旧事業のより効果的かつ徹底した遠 行が可能となる	・公共主 本旧事担 設災事復国庫 業業 農林が実国庫法が水実国庫 法が実質整理に 開する法産業旧補置 に関する法権律	
5041A	504105	9		z14007	農林水産省、	·····································	有機農産物の日本農林規格第4条に おいて、ほ場の条件として「は種又は枯 付け前2年以上の間、は、禁止された 農薬や化学肥料を使用していないこと を求めている。	d		有機」AS規格では、插種・植え付け前2年以上 (多年生作物の場合は収穫前3年以上)及び栽培中 に原則として学肥料及び農薬を使用しないは場で 生産することを定めており、やむを得ない場合に 限って、基準に定められている。 これらは国際的な有機農産物等の生産、表示の これらは国際的な有機農産物等の生産、表示及び 販売に係るガイドライン(以下、コーデックスガイドラ インという。)、に準拠して定められている。 る。また、ご指摘の米国基準も有機」AS規格と同 様、このガイドラインに準拠して定められている。		社団法人21世紀 ニュービジネス協 議会日 社団法人5本ス協 ニュービジネス協 議会連合会	59	Α	有機JASの規制強 化	有機JASにおける基準は、米国基準と比べても緩く、消費者の目からも「有機」とは言えない状況である。単なる設定制度ではなく、「有機、農産物を生産、販売するための制度として確立して欲しい。	現在の基準では、「2年以内禁止された農薬や化学肥料を使用していない田畑で栽培する」としているが、この基準を「3年以内に農薬や化学制料を一切使用していない田畑で栽培する」という基準に強化する。	を使用していないという基準は、消費者を期	JAS法	有機JASの認定に は費用もかが以来や は費用もかで農焼さいた。 は費用もける。 を肥料をしている。 を記している。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 をいる。 を
5041A	504106	0		z14008	金融庁、農林水産省、経済産業省、		該ノアノトの営業者に対して、計画を得なければ商品投資販売業を営むことができます。	导表 らほも号が: これららい		特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており、(商品投資に係る事業の規制に関する法律(以下、 活ったいう第余第1項第3項)、投資家保護を図る観点から、当該アットの営業者に対して、許可を得なければ商品投資販売業を営むことができないこととしている。法第3条)、許可基準としては、財産的基礎の他、人的構成として商品投資販売業を適格に遂行するに足り名知識及び経験を有する者を業務担当の役員等として有すること等を許可の要件としている。(法第6条第1項第6号及び商品投資販売業の許可及び監督に関するで多6号の2)、ご要望のような日本酒と技験計等の特定商品によるファンドの場合、商品ことに原料や製法等が異なり知識 経験を有する者の適否を審査するとにそれぞれ要があため、商品ごとに原料や製法等が異なり知識経済を有する者の適否を審査するとした。		(税)ライツパンク、 (社)日本ニュービジ ネス協議会連合会		Α	特定商品ファンドの 一括設立及び運営 認可の許容	現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを 設立する場合、商品ごとに認可を受けなけれ ばならない、小口の商品ファンドを多種類設立しようとする業者には申請負担が大きい、 ついては、実績のある業者には一括で設立 認可を出して欲しい。		商品ファンドの運用にノウハウを持つ業者が 小口でも多くの特定商品ファンドを効率的に 立ち上げることが出来れば、投資メニュー 増え、経済の活性化、地域の活性化に貢献 できる。	商品投資に係る事業の規制	
5041B	504106	3		z14009	農林水産省、	18 ・第第19 ・第第第国の関連第国の関連第国の関連第国の関連第国の関連第国の関連第国の関連第国の	国有林野の管理経営の目標は、国ゴの保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することとされている。	: d	-	制度の現状のとおり民間事業者による国有林野の活用としては、現在、以下に示すようなことが可能であり、御要望の事業実施内容についても、現状で実施可能と考えられる。 国有林野の用途欠以は目的を妨げない限度において、公衆のレクリエーションの用に供するため、スキー場や総合運動場等のスポーツ施設、植物圏や研修センター等の教育文化施設、キャンプ場やホテル、ベンション等の宿泊施設の用地として国有林野の使用許可を受けること 国有林野の立木及び国有林野から生産される素材(丸太)を買い受けること 国有林野に造林し、その収益を国と造林者が分収する分収造林契約を締結すること 国有林野に生育している樹木を国と共有し、持分の対価及び保育・管理に要する費用の一部を負担の上、育林による収益を国と分収する分収育林契約を締結すること 国として不用となった国有林野(普通財産)を一般競争入札により取得すること		社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	63	В	活用の民間事業者		営利目的の利活用事業(利活用施設の設置等を含む)、 当該森林から発生する権利・収益物の取得(材木、林産 物、排出権など)、 周辺山林等の取得に関する規制緩 和、 国有林野職員の管理事業等と併せて、営利事業等 への従事	民間事業者による国有林野およびその利润用が可能となり、都市と農村の交流促進 山村の活性なり、都市と農村の交流促進 山村の活性ともに、一酸化炭素の吸収による地球温暖化防止に貢献できる	5宗弟2「宗、国有林野の活	

要望管理番号	要望事項音管理番号	分割補助番号	グループ 管理コー ド	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体事	望 規制 (規革) (規革) (人) (人)	(事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041B	5041064		z14010	農林水産省、	[管理・注 改 条条の の 2 4条の の 2 9 4 2 2 4 2 2 5 5 5 6 5 6 5 6 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6	管理・活用	を	(管活・土良の委理にて ・土良の委のは)	【管理・活用】 土地改良施設のうち土地改良財産については、受益農家の申請に基づきその費用負担を伴って造成され、国において直接公共の使用に供する公共用財産であり、公共の用途又は目的に従ってそれぞれの効用を発揮させる必要があるため、その施設の利益を受ける地元の都道府県、土地改良区等に管理を委託することが便宜であり、かつ、適切な管理が行われる所以であるという競点で委託をが規定されており、民間事業者を委託の対象とすることはできない。ただし、管理を受託した都道府県又は土地改良区等が行う管理事業の一部である施設の操作や清掃作業などを民間事業者に行わせることまで規制するものでは、現行の制度により管理を委託することが可能である。土地改良航設の他目的使用等については、土地改良財産の場合は、その本来の用途又は自的を対けないものであって、かつ当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致する場合に限り、農林水産大臣の承認を得て他目的使用等が可能となっている。また、土地改良財産以外の土地改良施設の場合は、その本来の用途又は自的を対けないものであって、かつ当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致する場合に限り、農林水産大臣の承認を得て他目的使用等が可能となっている。また、土地改良財産以外の土地改良施設の場合は、施設所有者の財産産以外の土地改良施設の場合、また、土地改良財産以外の土地改良施設の場合、また、土地改良財産以外の土地改良施設の場合は、施設所有者の財産産り、現行の制度により対応が可能である。、		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	64 B	土地改良施設等の 管理:活用の民間 事業者への開放	エ地 大地 大地 大地 大地 大地 大地 大地 大地 大地	土地改良施設等の設置目的を十全に発揮することを条件 に、民間事業者がその管理及び営利目的の利活用(付帯 がな設備の追加中改良) することを認める。合わせて、当 該事業に関する周辺農地の一時転用等に関する規制を緩 和する。	民間事業者による土地改良施設(用排水路 敷等 駐車場 店舗・イベント会場 季節的 に農地等とあわせ利用)、ダム・ため池等 リクリエーション施設等)の利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、農村の活性化が図られる。	・土地改改法・土地地では、 ・一、農・国地では、 ・一、大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5041B	5041064		z14010	農林水産省、	[一時転 用] 農地法 第4条 第5条	[一時転用] 農地を農地以外のものとする場合又 は農地を農地以外のものとするため所 有権等の権利設定・移転を行う場合に は都道府県知事の許可(4ha超の場合 には農林水産大臣の許可)が必要。	【一時 転用】 d	転用】	[一時転用] 農地を一時的に耕作以外の目的に利用する場合 にあっては、その目的を達成する上で当該農地を供 することが必要であると認められ、周辺の営農に支 障がなく、一時的な利用後に農地に復元されること が確実と認められる等の要件を満たす場合には、農 用地区域内農地であっても転用許可ができることと なっている。		社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	64 B	土地改良施設等の 管理:活用の民間 事業者への開放	土地 民	土地改良施設等の設置目的を十全に発揮することを条件 に、民間事業者がその管理及び営利目的の利活用(付帯 対な設備の追加や改良)することを認める。合わせて、当 該事業に関する周辺農地の一時転用等に関する規制を緩 和する。	民間事業者による土地改良施設(用排水路敷等 駐車場 店舗・イベント会場(季節的に農地等とあわせ利用)、ダム・ため池等 リクリエーション施設等)の利活用が可能となり、都市と農村の交流促進、農村の活性化が図られる。	・土地改良法・・・ ・土地改良 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5048A	5041065		z14011	農林水産省、	1項、農業	農作物共済(米、麦)では、都適府県知事が定める基準面積以上の農家に ひいては、当然加入制を採用、他の共 済事業、家香共済、果相対済、畑作物 共済、園芸施設共済)は任意加入制。	c		米麦は我が国の農業の基幹作物であり、災害が生じた場合には、農業経営の安定のみならず、地域社会の安定の上でも万全を期す必要があること、米麦は全国的に作付けされており、被害抵耗も多種多様であるため、全国的な危険分散を図る必要があること等から当然加入制を採用、農業者の栽培管理によって自然災害の被害を防ぐことには限界があり、米麦の当然加入制は維持することが必要。	り、今後と も、こうし た仕組み	鈴木博吉	1 A	農業改革	農業共済組合が設立されると地域内の組合 員たる資格を有する水稲耕作の業務を営む ものは、希望により加入することができる。 組合は拒むことは出来ない。として「すべて その組合員となる」を削除する。	農業共済組合より徴収される金額と加入により 組合員と しての諸負担を併せると102当たり2,200円である。国が 103当たり1,400円補助を出費させている。秋田県模手 地区での平成17年度の被害申告筆数は、0.7%で面積 で0.9%であった。検見の結果はこれを下回ることは当 然である。如何に災害が少ないか実証されている。松岡農 相は10月3日の会見で「対中国米輸出の見通しについて 事務レベルの協議は最終の場面に来ている。」と発言され た。	は当然加入で不必要でも加入しなければな ちない、耕作者と国とで不必要な出費を10a 当り3,600円損失している.このような事は 絶対廃止すべきだ、輸出には日本の米は味 が良く美味しいが価格が高いのが難点なか で機等がでも安くする必要が大切だ、秋田	法第16条の 「当然加入」条 項を削除する こと。	
5052A	5048001		z14012	法務省、農林水産省、	記令第3条第3項、	従たる事務所の登記事項は、主たる 事務所の登記事項と同様。 代理人の登記は、これを置いた事務所 において行う。			今般、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律・呼成18年法律第50号において、各種法人の従たる事務所の所在地における登記事項の商素化が図られたとこでであるが、農林中央金庫を含む組合等登記令の適用の対象となる法人についても、同様の措置を図ることを検討している。		農林中央金庫	1 A	農林中央金庫の登記事項の簡素化	、農林中央金庫の登記事項に関して,会社法ならびに銀行法等と同等の簡素化を要望する。		会社法の制定に伴い、会社の登記事項が簡素化され、銀行法、農協法、水協法等の各業化され、銀行法、農協法、水協法等の各業法に同核の登記事項の簡素化が実現したが、農林中央金庫の登記事項を定める組合等登記令においては、会社法に準した登記事項の簡素化が行われていない。 このため、登記事務負担を軽減し、業務効率化を図る観点から、他業態と同等の簡素化を要望するもの。	組合等登記令	
5061A	5052001		z14013	農林水産省、	動物用医取系品等取得期间 成16年農省 中央 107号)第24号	: して以下のものを定めている。 一 牛、馬及び豚 二 鶏及びうずら 三 みつばち 団 今田に供するために義萌されてい	С		競走用、乗用等に使役した馬であっても食用に供される場合があるため、動物用医薬品取締規則24条で定められた対象動物を食用の馬に限定することにより、薬事法に基づ(動物用医薬品の使用規制の対象外とすると、動物用医薬品の成うの残損により、人の健康を損なう畜産物が生産されるおそれがあり適当でない。		(有)ノマドック	1 A	対象動物の範囲の 「馬,を食用に限定 する。	競走用・乗用・愛玩用に使役した馬の生命の 終息について、とけが食することを禁じる新た な規制を設けることにより、食用に供する動 物から、競走用馬と乗用馬・愛玩用馬を除 (。	馬の品種としてブルトン、ベルシュロン、ベルジャン、道産子、ノルマン等の配合種は、食肉用に生産された馬で肉質は軟らか、霜降りができる、サラブレット種は本来、競走用・乗用などの目的として生産される、霜降り肉にはならず肉でが寝く人間の食用にはならないが、日本には大きの食用はならないが、日本には大きのな規則としているところもあるため、日本においては大きのな発析が望まれる、馬の識別にはマイクロチップを利用する。	で馬に接する人々が多くなってきている。現在の法規では、全ての「馬」が人間の食用に供する動物と明記されていることから、馬に も食用と区分けして競走用・乗用・愛玩用が 取り扱われるよう要望する。日本における馬 文化レベルを、欧米並みに底上げすることを	等取締規則 (平成16年農 林水産省令第 107号)第24条	http://www.jair.jrao. ne.jp/japan/newspr ot/2004/body/071

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁 該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	事項の	全別制 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5069A	5061001			z14014	農林水産省、		е	-	オーストラリア産の木材を政府が輸入制限している事実はない。また、どの森林認証を受けた木材・木材製品を使用するかは終粋に民間部門により対断されるものである。なお、指摘されたAFSに対する我が国企業の動向については、日本製紙が本年10月18日、オーストラリア・ニューザウスウェールズ州の自社植林地3.400haにおいて、PEFCと相写認証しているオーストラリア独自の森林認証AFSを取得したと報道されたところであり、日本企業はAFSに対する評価を十分に行っているものと考えられる。		オーストラリア政 府	6	А	オースドノリア林州 其准	オーストラリアの林業は、木材に係わる認証 要件がオーストラリアの対日木材輸出に対し 潜在的に制限していることを懸念している。	日本企業は、森林管理協議会(FSC)が認証したオーストラリアの木材製品、とりわけ木材チップしか購入しないと述べている。FSCは世界中で環境NGOにより広く認められている森林東認制度である。長年、これらのNGOは製紙会社を含む日本企業にFSC認証木材のみ購入するように圧力をがけてきた。これによって、対日輸出を希望しているオーストラリアの林業で、FSCの認証されていない多くの業務部門に重大な問題が起こっている。 オーストラリアの一部(100万~クタール強)のみがFSCをの認証を受けている。オーストラリアで認証されているである場所を表すのである。これは民間所有の森林とクイーズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州の公営森林である。ヴィクトリア州とユョウザウス、ウェールズ州は州森林にAFSの承認を間もなく収得する。オーストラリア財子の大学の大学の大学の大学の大学の主ないで、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大			
5070A	5069006			z14015	法第19条 農林水産 第1項、農 省、 林漁業金 融公庫法	農林漁業金融公庫法施行規則第1第 において、農林中央金庫、農業協同組合。 農業協同組合連合会、漁業協同組合 金漁業協同組合連合会、銀行、信用 金漁、信用金庫連合会、公営企業金融 公庫を委託金融機関として規定			本件ご要望については、引き続き検討を行っているところである。 現在、信用組合に対する実態調査を進めている、 農林公庫資金は、長期かつ低利で通常の金融機関が開始するすることの数が、反間金融機関の通常の融資とはその性質が異なる。このため、仮に委託金融機関が開始な資金を行ったの結果、貸倒れが生じた場合、それは農林 漁業金融公庫の財務状況の悪化に直結することとなる。したがって、信用組合が農林公庫を代理して農業 者の必要とする資金の融通を行う農林水産業者の 販び信用組合から借入れを行う農林水産業者の 等を把握するため、これまでの信用組合の融資集合の 等を把握するため、これまでの信用組合の融資集 指や審査体制等を把握することは重要であると考え ている。		社団法人全国信用組合中央協会	9	A	とができる取扱金融	農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の 代理を行うことができる取扱金融機関に信用 組合、信用協同組合連合会を追加すること。		信用組合では、農林漁業金融公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができないため、顧客の期待するサービスや情報提供が満足に果たせず、顧客の利便性が阻害さ信用組合は、農林漁業者に対する「販路支援」や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関する「ノウハウの提供」などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンサイト・エクサイングにより十分に実態が把握され、適に取出のより、信用組合の融資実績や審査体制等は十分に確保されている。他金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	公庫法第19 条第1項、農 林漁業金融公	
5070A	5070009			z14016	省、	農業信用保証保険法第2条第2項第3 号及び農業信用保証保険法施行令第 2条において、農業協同組合、農業協 同組合連合、農業協 信用金庫を取扱金融機関として規定	b		本件、ご要望については、引き続き検討を行っているところである。現在、信用組合に対する実態調査を進めている。 農業融資に精通していない融資機関が、不適切な融資審査を行うことは基金協会の負担の増大や財務状況の悪化を招くおそれがある。このような事態を選出、制度の健全性を保持するためには、実態調査において 信用組合の地区内の農業者の試存状況 組合員資格との関係 農業融資に対する取組姿勢 農業の特性を踏まえた審算体制など、機々な面から融資の状況を把握するとともに、農業信用保証保制度の対象となる資金ニーズ等を把握することが重要であると考えている。		社団法人全国信用組合中央協会	10	,	独立行政法人農林 漁業信用基金の保 証保険制度による 融資の取扱金融機 関に信用組合を追 加すること (農業信用保証保 険法)	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保 険制度による融資の取扱金融機関に信用組 合を追加すること。		信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる農業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該農業関係者の利益が阻害されている。信用組合は、農業関係者に対する「販路支援、や「後継者育成、新たな担い手の育成・確保に関する「リウウの提供、などに積極的に取組み、地場産業の育成、地域経済の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンサイト・オフサイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適宜環境や審査体制等は十分に確保されている、性金融機関との競争上の観点からも不利な状況であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取及金銭機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	農業信用保証保険法第2条	
5070A	5070010			z14017	中小漁業 農資保証 治、第2項 第2項	庫、信用事業を行う漁業協同組合・水 産加工業協同組合、信用漁業協同組 今連合会、信用水産加工業協同組合			本件、ご要望については、引き続き検討を行っているところである。現在、信用組合に対する実態調査を進めている。 漁業能資に精通していない金融機関が不適切な財務状況の悪化を招くおそれがある。このような事態を選げ、制度の健全性を保持するためには、実態調査を提供、制度の健全性を保持するためには、実態調査に対する日本の財産等、漁業の特性を踏まえた審査体制など、様々な面から融資の状況を把握するとともに、中小漁業融資保証保険制度の対象となる資金ニーズ等を把握することが重要であると考えている。		社団法人全国信用組合中央協会	11	,	独立行政法人農林 漁業信用基金の名 証融資の取組合金を 関に信用組合金を追 加すること (中小漁業融資 (中小漁業融資	独立行政法人農林漁業信用基金の保証保 険制度による融資の取扱金融機関に信用組 合を追加すること		信用組合の取引先においても、本制度融資の対象となる中小漁業関係者を抱えており、本制度融資を利用できないことにより当該中小漁業関係者の利益が阻害されている。信用組合は、中小漁業関係者の利益が阻害されている。協立、機体に関する「少の提供、などに積め、確保に関する「少の提供、などに積め、確保に関する「少の提供、などに積の活性化に貢献している。融資・審査体制面においても、オンサイト・スナナイトによるモニタリングにより十分に実態が把握され、適切な監督が行われており、信用組合の融資実績や審査体制等は十分に確保されてい他金融機関との競争上の観点からも不利な対であることから、同公庫が行う資金の貸付業務の代理を行うことができる取扱金融機関に信用組合、信用協同組合連合会を追加すること。	中小漁業融資 保証法第2条 第2項	
5073A	5070011			z14018	開発 (国・政府関係機関との取引上の担保 として行う債務の保証等は認められているが、原則として組合員・会員以外の 者のために行う債務の保証は認められ	b L		農協の行う事業は、組合員のために行うことが原則とされていることから、組合員以外の者のために行う債務保証の範囲を拡大することについては、そのニーズ・実態面や員外利用等の制度面からの検証が必要であり、慎重な検討を行う必要がある。		全国農協中央会・農林中央金庫庫	1	A	債務保証に係る利 用者範囲の拡大	組合員(会員)以外の者のために行う債務の 保証の範囲を拡大する。		農協法において、組合員以外の者に対す る貸出が認められているにもかかわらず、債 務保証については、業務代理業務に付い 随して行うもの、国政府関係機関との取 引上の担保として行うもの、外国為替取 引にの担保として行うもの、外国為替取 引にの担保として行うもの、外国為替取 引に作って行うもの、宇金等を担保とする もの等に限定されている。 組合員(会員)となっていない貸出先で ある中小企業においても、資金調達手段に おいて近時は資金借人の「間接金融」から社 債発行等による「直接金融、へとシフトが進 んできている。特に、中小企業社債保証制 度における中小企業のお長債と観刊として」 A・信連が指定されているものの、JA・信道が 技同保証したなることができないため社債 権者になれないこととなっている。こうした先 に対する社債権者への債務保証ができる。 こな制度改正が望まれるところであり、これ により農業生産法人等への資金ニーズに応 えることができる。	農業第3項 協の項 開業第1項協 業務 19業 開業 会及 経用 日本 の信す 条第 9項 6条 第 9項 6条 9項 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助 ク番号 イ	プループ 化番号	管理コード	所管省庁 該当法令	制度の現状		措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望 事項 番号	安種(規制 利利 (規 (規 (規 ((((((((((((((要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5073A	5073001			z14019	機能を 機能を 機能を 機能を 機能を 大球性 大球性 大球性 大球性 大球性 大球性 大球性 大球性	を ・ 豊 組合の子会社は、債務保証業務のう ち、事業者に対する事業の用に供する 4 資金に関するものについては、営むこ とが認められていない。	a a		組合の子会社である信用保証会社に係る事業制限、事業性ローンの取扱い禁止」については、平成18年度までに撤廃することとする。その際、組合の経営の健全性や、子会社を含めた組合全体のリスク管理の適切性を豁まえ、また、債務保証については、他の制度との関連について検証しながら慎重に検討することとする。		全国農協中央会一農林中央金庫庫	2	Α		信用保証業務を営む組合の子会社が事業性ローンに係る信用保証を行うことができるようにする。		組合の子会社は、債務保証業務のうち、 事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 現在、金融機関は個人事業者や農業生産法人等の中小企業事業者の資金ニーズに応えるへ(登出商品の多様化に努めている。事業性ローンに係る信用保証が追加されれば、担保・個人保証に依存しない事業性ローンが可能とない、地域の中小零細企業に対し柔軟性のある保証サービスが可能となる。	金融監督 庁·大志宗 大志宗 号第1条 系統金融総針 系統金融総針 - 4 - 8 - 1	
5086A	5073002			z14020	農林水産 省、WTO協	現在、遺法に伐採された木材を輸入 軽止する国際的な合意や法的規制 (WTO協定等)はない。	С	-	連法に伐採された木材の輸入を禁止する旨の国際的な合意や法的規制(WTO協定等)は存在せず、連法に伐採された木材を識別することが難しいことから、国際的な枠組みを設けるのは現状では困難である。しかしながら、違法伐採は、地球規模での環境保全、持続可能な森林経営の推進にとって、極めて重要な課題であり、我が国としては、これまで、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づいて、取り組んできたところである。具体的には、日本・インドネシア間の二国間協力、東南アジア諸国等との地域間協力、国際熱帯木材機関(ITTO)を通じた多国間協力により、違法に伐採された木材を排除するための技術開発や情報交換などに取り組んでいるところである。さらに、昨年7月の68年/レンイーグルズ・サミッの成果を踏まえ、政府調達の対象を合法性、持続可能性が延明された木材・木材製品とする措置を本年4月に導入したところである。今後とも、木材の生産国、消費の双方と連携を図りつつ、違法伐採水材を積極的に推進してまいりたい。		個人	1		違法伐採の輸入 禁止の規制につ いて	世を呼びかけています昭和36年に外 国産の木材の輸入を開始してから現在	店の需要の低さして場が外に追りが終めずかれ も出来なく森林は荒れ放題いです。せめて外国の 木材一部である無許可の伐採材だけでも規制をす ることが出来れば、林業に従事する人々、そして 地域に山に元気が戻り若者が都会から田舎へと帰	前項でも述べた様に輸入材の無許可伐 採された木材の権入禁止を望みます。 そうすれば悪要が大き く伸びる。 森林の衰退に歯止めがか かる.そして昭和三十六年のが国産木 材の輸入の見直しを提案する。	いては、当 てはまる法	